

長生村太陽光発電設備の設置に関する事務処理要領

令和元年6月24日

長生村告示第5号

(趣旨)

第1条 この要領は、長生村太陽光発電設備の設置に関する指導要綱(平成31年長生村告示第16号。以下「指導要綱」という。)に定めるもののほか、長生村太陽光発電設備の設置に関する事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の範囲)

第2条 指導要綱第2条第5号に規定する事業区域に係る自治会その他の関係者は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域の敷地境界から50メートル以内に存する自治会
- (2) 事業区域に隣接する土地の所有者及び権利者
- (3) 事業区域の敷地境界から50メートル以内に居住する者

2 指導要綱第4条第4項に規定する住宅等は、住宅その他建築物の用に供されている一画の土地とする。

3 指導要綱第4条第4項に規定する適度な離隔距離は、次のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

ア 道路 1.5メートル以上

イ 住宅等 1メートル以上

(2) 太陽光発電設備に付随する施設(フェンス等をいう。)については、道路(但し、2辺を道路に接する部分に限る。)に隣接する場合、隅切等により既設道路の交通流を阻害しない距離とする。

(届出の期限等)

第3条 指導要綱第8条第1項に規定する太陽光発電設備設置届出書(新設に係るものに限る。)は、設置事業に着手する日の30日前までに村長に提出するものとする。

2 指導要綱第8条第1項第8号に規定する村長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 指導要綱第7条の地元自治会等への周知を行ったことを証する書類

(2) 指導要綱第5条の規定による協議の結果を確認することができる書類

- (3) 指導要綱第6条第1項の確認を受けたことを確認することができる書類
- (4) 指導要綱第6条第3項の規定による協議の結果を証する書類
- 3 指導要綱第8条第2項に規定する太陽光発電設備設置届出書（変更に係るものに限る。）は、届出の内容を変更した日から7日以内に村長に提出するものとする。
- 4 指導要綱第9条に規定による副本の送付は、協議終了後7日以内に行うものとする。
- 5 指導要綱第10条第2項の処理状況報告書は、当該指導に係る処理が完了した後7日以内に村長に提出するものとする。ただし、当該指導を受けてから、30日以内に当該指導に係る処理を完了しない場合は、当該指導を受けた日から30日を経過した後7日以内に村長に報告するものとする。
- 6 指導要綱第11条に規定する着手届は、設置事業の着手をする日の前日までに村長に提出するものとし、同条に規定する完了届は、設置事業の完了後14日以内に村長に提出するものとする。

（その他）

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。